

【別紙 1】

レストラン施設等使用基準

公益財団法人 河内長野市文化振興財団（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、レストラン賃貸借契約書（以下「契約書」という。）第2条第3項の規定に基づき、河内長野市立文化会館ラブリールホール（以下「ホール」という。）内レストラン及び附属する設備（以下「本物件」という。）を使用した営業について必要な事項を次のとおり定める。

（公共性）

第1条 乙は、本物件を使用した営業にあたっては、施設の公共性に十分留意し、誠意をもってサービスの提供を行うものとする。

（営業に関する責任）

第2条 乙又は乙が雇用する従業員の行為により発生した次の事項については、甲への報告の後、乙の責任と費用負担において解決しなければならない。

- （1）接客サービスにより生じた全てのトラブル
- （2）食中毒の発生等提供した飲食物の品質に関する全てのトラブル
- （3）材料、電気、ガス、水道等の供給に関する物的又は対人的トラブル
- （4）その他営業に関し発生したトラブル

（善管注意義務）

第3条 乙は、ホールが公の施設であることを十分に認識し、契約書第7条第1項に規定する善良な管理者の注意を持って使用し、清掃、整備等に努めなければならない。また、本物件又はホールに故障、損傷又は著しい汚れ等を生じさせたときは、速やかに甲に報告するとともに適切な処置を講じなければならない。

- 2 前項に基づき処置する場合に必要な経費は、善良なる管理者の注意をもって使用した上で経年的に発生したものについては甲の負担とするが、乙又は乙の従業員の責に帰すべき事由によって本物件又はホールを破損又は汚損した場合は乙の負担とする。
- 3 前項に基づき、乙負担により本物件又はホールを修理、修繕する場合であっても、その方法についてはあらかじめ甲の承認を得なければならない。

（免責）

第4条 天変地異、火災、盗難等その他不可抗力により乙の設備に生じた物的損害及び乙に生じた営業損害並びに乙又は乙の従業員に生じた人的損害その他一切の損害については、甲はその責を負わないものとする。

（休業日等）

第5条 乙の休業日は、ホールの休館日とする。また、乙の臨時休業日については、事前に甲の了承を得た上で決定するものとする。

- 2 乙の営業時間は、ホール開館時間内（午前9時より午後10時まで）の範囲内で、甲の了承を得たうえで乙が決定するものとする。ただし、営業時間の臨時の延長若しくは短縮については甲乙協議のうえ決定する。

（協議事項）

第6条 レストラン営業に関し、次の事項については、乙は甲に報告し承認を得なければならない。

- （1）メニュー及び料金の決定
- （2）営業時間及び休業日の変更
- （3）機器の導入、設置
- （4）備品等の購入及び設置
- （5）本物件の模様替え又は造作その他工作をするとき。

（その他）

第7条 次の事項については、乙の責任と負担により行わなければならない。

- （1）従事者の雇用に関する事項
 - ① 従事者名簿の甲への提出
 - ② 関係法令による従事者等の健康診断及び検診
 - ③ 従事者通勤用自家用車駐車場の確保
 - ④ その他従事者等の就労に必要な行為
- （2）レストラン設備の使用及び保守に関する行為
 - ① 開場、閉鎖、使用に関する行為
 - ② 機械、設備の運転、操作、点検、調整に関する行為
 - ③ 清掃、点検に関する行為
- （3）廃棄物の処理
 - ① 乙の営業に伴う廃棄物の適切な処理及び処分
 - ② テイクアウト商品を販売する場合、その商品から発生するゴミを回収するゴミ箱の設置と廃棄物の適切な処理及び処分
- （4）レストラン内のBGM等に関する事項
 - ① 放送機器の設置（当館内放送BGM以外に事業者が独自に放送する場合）
 - ② レストラン外へ音漏れがない適度な音量での放送
 - ③ 放送内容について甲の承諾